

事 例 票

近畿管区行政評価局

N o	事例票 1 4	対象機関名	近畿財務局
事項（項細目）	3		
件 名	信用金庫法に基づく不利益処分情報の掲載場所が分かりにくく、また各種の掲載情報と混在しているもの		

近畿財務局では、金融上の行政処分については、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、原則として、ホームページ等で公表することにより透明性を確保することとしている。

しかし、ホームページにおけるこれらネガティブ情報の掲載状況をみると、次表のとおり、金融商品取引法に基づく不利益処分の掲載については、専用の「金融商品取引業者等に対する行政処分等について」欄が設けられ、一覧性も確保されている一方で、信用金庫法に基づく不利益処分の掲載については、「銀行・信用金庫・信用組合に関する談話等」の欄に掲載されており、ページのタイトルからは不利益処分が掲載されていることが分からず、あらかじめ当該欄に信用金庫法に基づく不利益処分が掲載されていることを知らないと掲載場所を探すのが困難であり、また、近畿財務局長の談話等各種情報の中に不利益処分情報が混在していることから、一覧性が確保されておらず、掲載の統一性が図られていないものとなっている。

表 金融商品取引法に基づく不利益処分と信用金庫法に基づく不利益処分の掲載状況の比較

行政処分の種類	金融商品取引法に基づく不利益処分	信用金庫法に基づく不利益処分
ホームページ上の掲載場所	「トップページ」 >「金融・証券」 >「金融商品取引業法等関係資料」 >「金融商品取引業者等に対する行政処分等について」	「トップページ」 >「金融・証券」 >「金融関係発表資料」 >「銀行・信用金庫・信用組合に関する談話等」
掲載ページの状況	金融商品取引法に基づく不利益処分のみで構成	信用金庫法に基づく不利益処分は、近畿財務局長談話や許可・認可情報と混在

（注）本表は、当局の調査結果に基づき作成した。



金融商品取引法に基づく不利益処分の掲載状況（一覧性が確保されているもの）

財務省 近畿財務局
Kinki Finance Bureau Ministry of Finance

近畿財務局トップ
サイトメニュー

- ・ サイトマップ
- ・ 近畿財務局のご案内
- ・ 財政
- ・ **金融・証券**
- ・ 企業財務
- ・ 調査・統計
- ・ たばこ塩
- ・ 公認会計士試験
- ・ 国有財産
- ・ 国有財産の物件情報(売却・貸付)
- ・ 情報公開・個人情報保護

トップページ > **金融・証券** > 金融商品取引業者等に対する行政処分について

金融商品取引業者等に対する行政処分について

[]に対する行政処分について(H24.5.16)	
[]に対する行政処分について(H23.6.28)	
[]に対する行政処分について(H23.5.13)	
[]に対する行政処分について(H22.6.25)	
[]に対する行政処分について(H22.4.1)	
[]について(H21.12.25)	
[]に対する行政処分について(H21.11.20)	
[]に対する行政処分について(H20.12.19)	
[]に対する行政処分について(H20.9.24)	
[]に対する行政処分について(H20.6.27)	

不利益処分一覧

(注) 墨消し部分は個別事業者名である。

信用金庫法に基づく不利益処分の掲載状況（一覧性が確保されていないもの）



財務省 近畿財務局

Kinki Finance Bureau Ministry of Finance

近畿財務局トップ

サイトメニュー

- サイトマップ
- 近畿財務局のご案内
- 財政
- 金融・証券
- 企業財務
- 調査・統計
- たばこ・塩
- 公認会計士試験
- 国有財産
- 国有財産の物件情報
(売却・貸付)
- 情報公開・個人情報保護

[トップページ](#) > [金融・証券](#) > [銀行・信用金庫・信用組合に関する談話等](#)

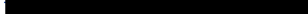
[銀行・信用金庫・信用組合に関する談話等](#)

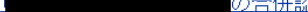
「8月13日からの大雨にかかる京都府内における災害に対する金融上の措置について」

近畿財務局長談話「の合併に関する基本合意について」

「台風12号による災害に対する金融上の措置について(和歌山県)」

「台風12号による災害に対する金融上の措置について(奈良県)」

近畿財務局長談話「の合併認可について」

近畿財務局長談話「の合併認可について」

近畿財務局長談話「の合併認可について」

近畿財務局長談話「の合併に関する基本合意について」

近畿財務局長談話「の中小企業金融の円滑化特別相談について」

に対する行政処分について

不利益処分事例

(注) 墨消し部分は個別事業者名である。

事 例 票

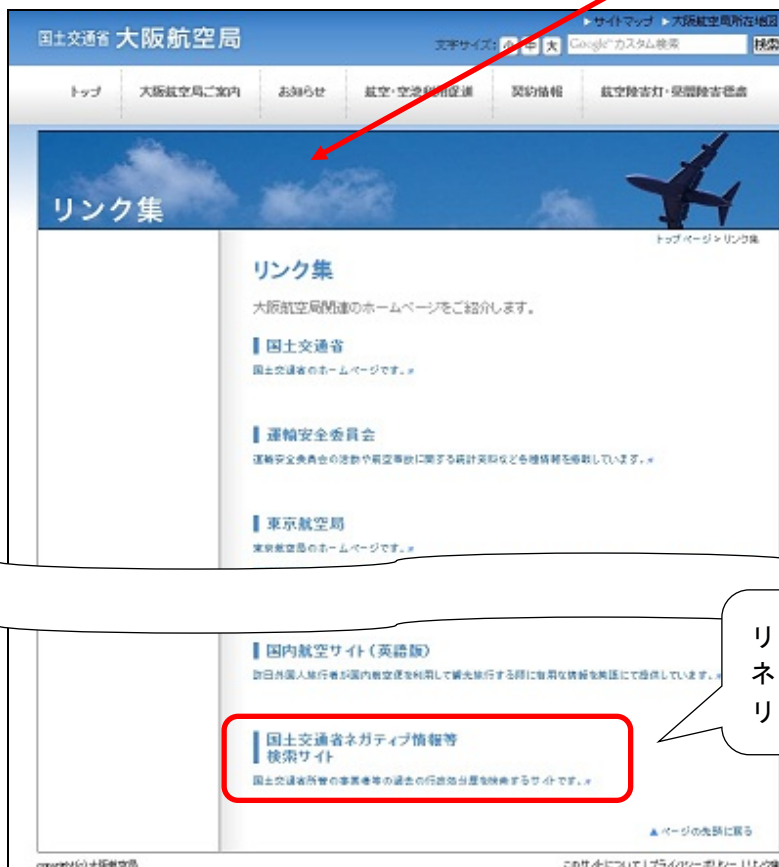
近畿管区行政評価局

No	事例票 1 5	対象機関名	大阪航空局
事項（項細目）	3		
件 名	自局のホームページにおいて、本省が管理運営し、全国のネガティブ情報を一元化して掲載するネガティブ情報等検索サイトをリンクしているが、その案内がなく、サイトの存在が分かりにくいもの		
国土交通省では、本省大臣官房広報課で「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」を管理・運営しており、全国で行われた対象分野（注）の行政処分等の状況を掲載している。 （注）国土交通省ネガティブ情報等検索サイトでは、バス事業者、タクシー事業者、トラック事業者、鉄道事業者、航空機運送事業者、建設業者、宅地建物取引業者等、同省で所管する 20 分野を公開対象としている。 大阪航空局では、航空機運送事業者等への指導監督を行っていることから、自局ホームページのリンク集から、国土交通省ネガティブ情報等検索サイトへリンクさせている。 しかし、以下のとおり、トップページにリンク集を設定しているが、リンク集の表示が欄外に小さく掲示されていること、また、リンク先の内容についてトップページで案内されていないことから、リンク先となっているネガティブ情報等検索サイトの存在が分かりにくいものとなっている。 なお、今回調査対象とした機関の中には、i）同局と同じく国土交通省の出先機関である近畿運輸局（バス事業者、タクシー事業者、トラック事業者、鉄道事業者等を指導監督）や近畿地方整備局（建設業者、宅地建物取引業者等を指導監督）では、それぞれのホームページ（トップページ）の分かりやすい場所に、ネガティブ情報等検索サイトへのリンクバナーを設定している状況のほか、ii）トップページにリンク先を表示している機関もみられた。 			

《大阪航空局ホームページにおける「ネガティブ情報検索サイト」へのリンクに至る手順》
(トップページ)



トップページの右下に
「リンク集」へのリンク
あり。



リンク集の一番下に「国土交通省
ネガティブ情報等検索サイト」の
リンクあり。

《国土交通省ネガティブ情報等検索サイトのリンクバナーを掲示しているもの》
(近畿運輸局のトップページ)



トップページの右上に、ネガティブ情報検索サイトへリンクされたバナーを表示

(近畿地方整備局のトップページ)



トップページの左側に、ネガティブ情報検索サイトへリンクされたバナーを表示

《自局のトップページにリンク先を表示している例》
大阪法務局の例

リンク:
[登記・供託インフォメーションサービス](#)
 ご意見・ご要望(登記・供託に関する手続きについては、上記「登記・供託インフォメーションサービス」もご覧ください。)
[法務省](#)
[民事局](#)
[大臣官房訟務部門](#)
[人権擁護局フロントページ](#)
[大阪人権啓発ネットワーク協議会](#)
[法テラス大阪](#)
[法務局ホームページ](#)
[東日本大震災に係る登記手数料の特例](#)

事 例 票

近畿管区行政評価局

No	事例票 1 6	対象機関名	近畿農政局
事項（項細目）	3		
件 名	自局ホームページ内に自局分と本省へリンクする同一名称のバナーが2か所にあるなどにより、ネガティブ情報の掲載場所が分かりにくいもの（本事例については、調査後速やかに改善されている。）		
近畿農政局では、ネガティブ情報である JAS 法に基づく個別事業者への指示（行政指導）結果を自局ホームページに掲載しており、トップページにある「食品表示と JAS 規格」の名称のバナーをクリックすることで、指示結果の掲載ページに至ることができる（以下「近畿農政局ホームページにおける閲覧手順及び改善結果」参照）。 ① しかし、同局ホームページ内には「食品表示と JAS 規格」の名称のバナーが上記の場所の他にもう1か所（計2か所）に掲載されており、それぞれのバナーのリンク先が異なっている。 2か所目のページは、以下「近畿農政局ホームページにおける閲覧手順及び改善結果」のとおり、同局ホームページのトップページから「消費・安全」のページを開き、「食品表示と JAS 規格」のバナーをクリックした場合、上記の自局ページとは異なる農林水産省本省の「食品表示と JAS 規格」のページへ至ることとなる。 ② また、以下のとおり、近畿農政局のホームページで指示（行政指導）結果を掲載しているページについて、ネガティブ情報を集約して掲載しているページのタイトルは「報道発表資料」の名称となっており、ネガティブ情報が整理・掲載されているページであることが分かりにくくなっている。 これらの状況については、日常的なホームページ内容の確認等が不十分であったことによるが、上記2点について同局に対し確認したところ、表示が分かりにくいとして、調査途上で以下のとおり見直しが行われた。 			

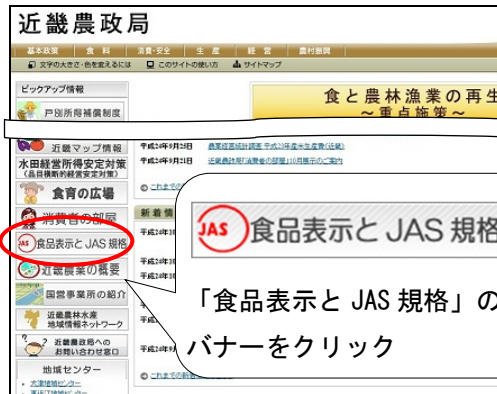
《近畿農政局ホームページにおける本事例の閲覧手順及び改善結果》

① 2種類の同一名によるバナー表示

自局ホームページ

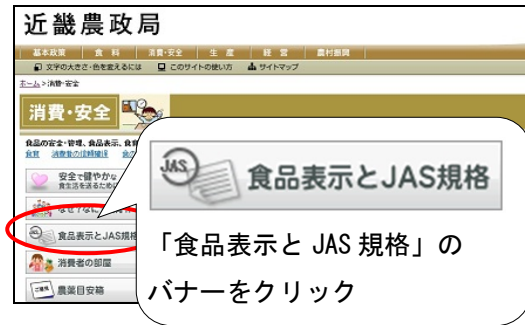
掲載場所 近畿農政局ホームページ（トップページ）
にバナー「食品表示と JAS 規格」を表示

表示内容

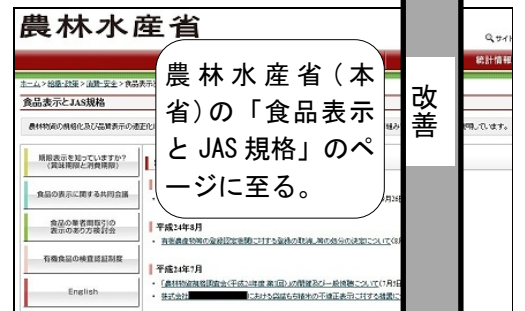


自局・本省ホームページ

近畿農政局ホームページ（トップページ）
> 消費・安全
バナー「食品表示と JAS 規格」を表示

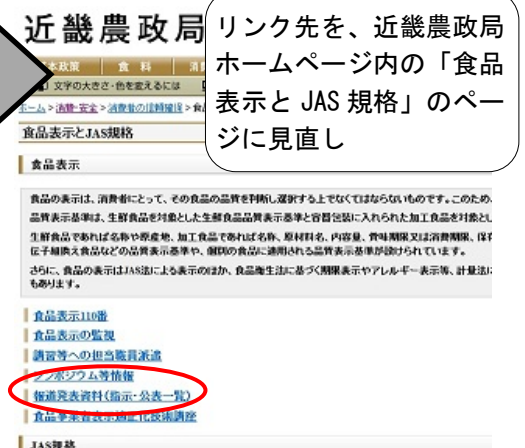


【旧表示】

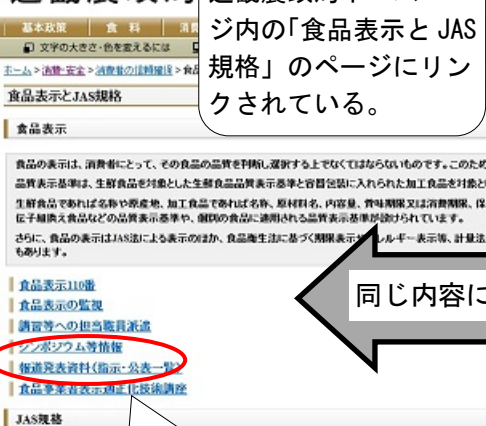


改善

【新表示】



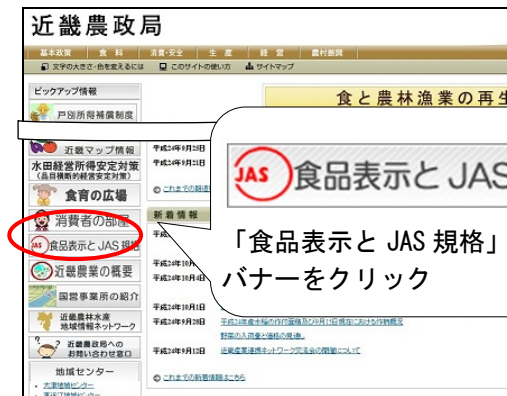
近畿農政局



同じ内容に統一

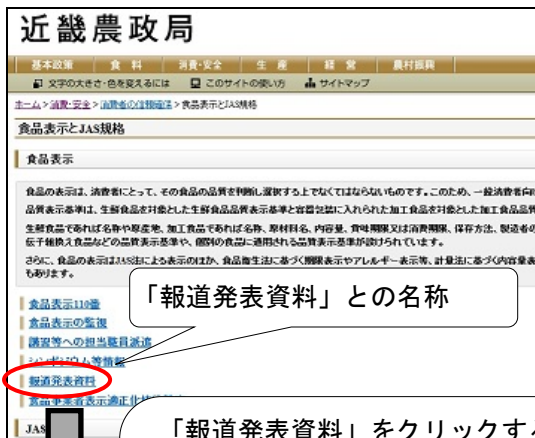
「報道発表資料」をクリックすると、
これまで近畿農政局で実施した指示・
公表結果の一覧が表示される。

②分かりにくいページ案内



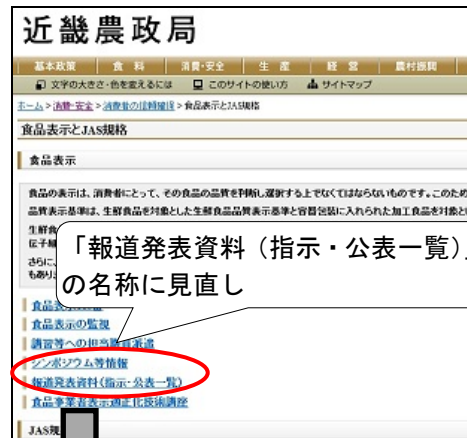
近畿農政局ホームページ内の「食品表示とJAS規格」のページにリンクされている。

【旧表示】

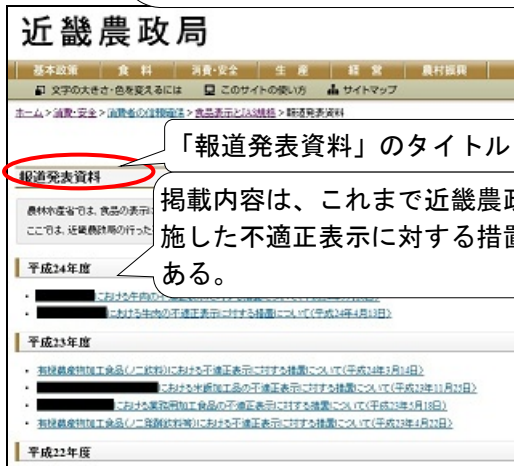


改善

【新表示】



「報道発表資料」をクリックすると、これまで近畿農政局で実施した不適正表示に対する措置内容が集約的に掲載されている。
しかし、「報道発表資料」の名称であることから、掲載内容が分かりにくい。



掲載内容は、これまで近畿農政局で実施した不適正表示に対する措置内容である。

